

四條畷市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 56,569	千円 19,009,484	千円 425,870	千円 3,130,159	% 16.5	% 18.9

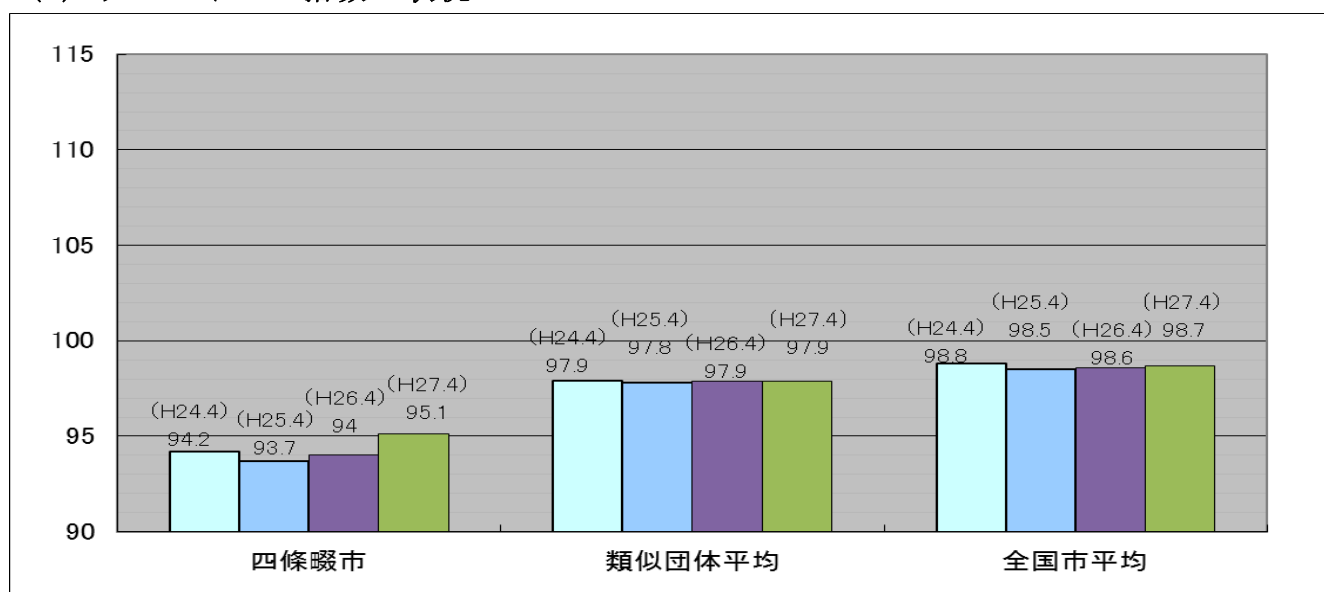
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 293	千円 1,129,481	千円 253,882	千円 416,828	千円 1,800,191

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,144	千円 5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合について、その理由及び改善の見込み

四條畷市では、これまで行財政改革の取り組みとして平成26年3月まで給料の減額を実施してきました。平成26年4月以降、減額措置実施対象者が減少してきたため、ラスパイレス指数は3年前と比較して若干上昇しています。

四條畷市の給料表は国の給料表に準拠していることから、今後大きな変動は想定していません。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成26 年度	397,345円	390,895円	6,450円	1.65%	1.65%	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成26 年度	4.12月	3.95月	0.17月	4.10月	4.10月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年6月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、職務の級が6級以上の職員は平成30年3月31日まで、職務の級が5級以下の職員は平成32年3月31日までの経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準5%に対し、四條畷市においても5%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は3%、平成27年6月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
四條畷市の支給割合	3%	3%	5%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四條畷市	38.6歳	285,197円	367,098円	335,382円
大阪府	42.6歳	326,930円	438,804円	383,749円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.3歳	319,936円	394,984円	355,183円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
四條畷市	51.2 歳	21 人	313,100 円	350,096 円	335,309 円	—	—	—	—
うち保育所 調理員	56.5 歳	5 人	311,940 円	344,601 円	334,969 円	調理士	42.5 歳	267,200 円	1.29
大 阪 府	51.3 歳	628 人	317,465 円	398,181 円	370,398 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
四條畷市	—	—	—
うち保育所調理員	5,543,771 円	3,551,100 円	1.56

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成24年～平成26年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
四條畷市	39.9歳	325,240円	390,618円
大阪府	39.9歳	342,195円	413,881円
類似団体	39.9歳	301,604円	335,703円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区	分	四條畷市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	180,800円	180,800円	総合職 187,700円 一般職 174,200円
	高校卒	151,800円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	151,800円	151,067円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	180,800円	201,900円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

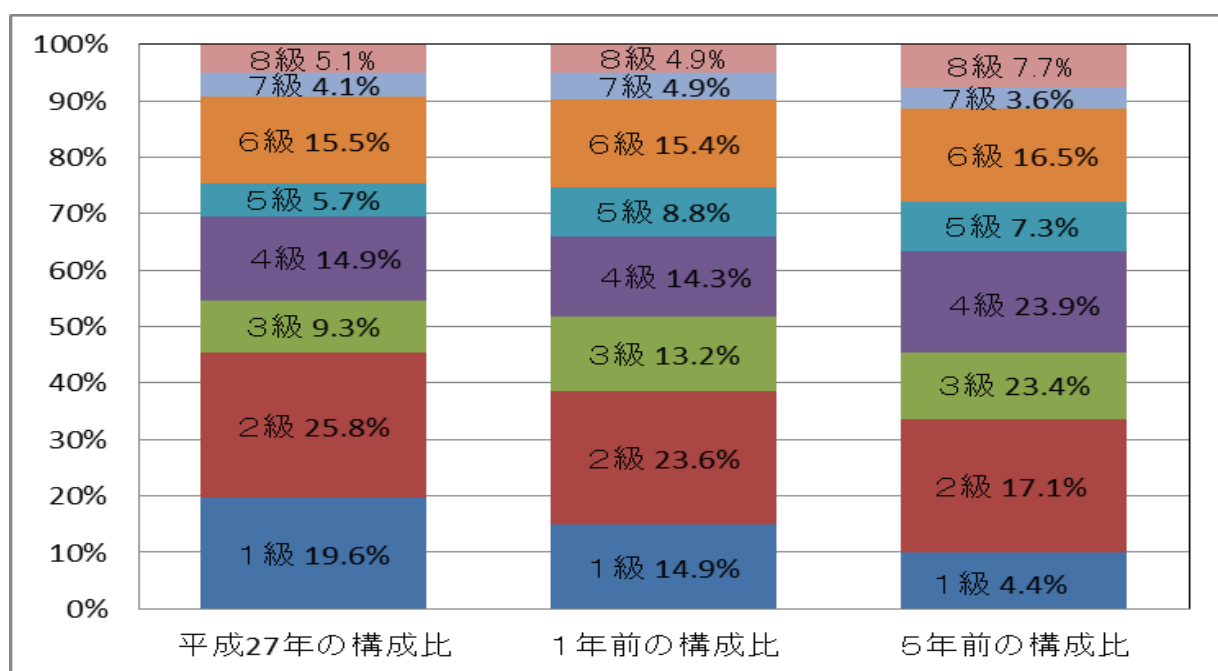
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,283円	—	383,900円	397,100円
	高校卒	—	—	306,975円	—
技能労務職	高校卒	—	—	293,800円	342,200円
	中学卒	—	—	—	306,800円
教育職	大学卒	—	292,600円	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	38人	19.6%	137,600円	244,900円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	50人	25.8%	187,700円	308,000円
3級	主査の職務	18人	9.3%	224,600円	354,700円
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	29人	14.9%	263,500円	388,300円
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	11人	5.7%	290,700円	390,700円
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	30人	15.5%	322,100円	407,900円
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	8人	4.1%	367,500円	456,200円
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	10人	5.1%	414,100円	478,200円

- (注) 1 四條畷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

(1) 実績評価

管理職（課長代理級以上）は平成21年度から、主任級は平成22年度から本格的に実施しています。

(2) 能力評価

管理職（課長代理級以上）は平成22年度から、主任級以下は平成23年度から本格的に実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

現在、昇給への勤務成績の反映は行っていないため、昇給区分に差を設けていません

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四條畷市	大阪府	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,128千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,679千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 6月分 1. 5月分 (1. 45)月分 (0. 7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 6月分 1. 5月分 (1. 45)月分 (0. 7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 6月分 1. 5月分 (1. 45)月分 (0. 7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

(1) 実績評価

管理職（課長代理級以上）は平成21年度から、主任級は平成22年度から本格的に実施しています。

(2) 能力評価

管理職（課長代理級以上）は平成22年度から、主任級以下は平成23年度から本格的に実施しています。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職（課長代理級以上）については、評価結果に基づき、成績率に差を設けて支給しています。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

四條畷市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)	
	(退職時特別昇給 なし)				
1人当たり平均支給額	457千円	22,019千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		37,940 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		100,106 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	3 %	373 人	4 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		92.4	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		883千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		30,445円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		7.7%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫作業手当	生活環境課に勤務する職員	法律に基づく感染症の防疫作業に従事	—	1件当たり1,000円
死獣処理手当	生活環境課に勤務する職員	犬・猫等の死体処理に従事	252,900円	1件当たり300円
そ族昆虫駆除作業手当	生活環境課に勤務する職員	そ族昆虫の駆除作業に従事	40,950円	日額350円
行旅死亡人等収容護送手当	生活福祉課に勤務する職員	行旅病人の収容護送等の作業に従事	—	1件当たり1,000円
		行旅死亡人の収容護送等の作業に従事	—	1件当たり2,000円
土木等現場作業手当	建設課に勤務する職員	土木・建築等の現場作業に従事	570,500円	日額250円

災害応急作業手当	建設課に勤務する職員	防災等危険を伴う災害応急作業に従事	8,800円	1件当たり800円
特殊自動車運転業務手当	建設課に勤務する職員	特殊自動車の運転業務に従事	9,750円	日額150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	92,566千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	317千円
支給実績(25年度決算)	101,999千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	370千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外6,500円	同じ	—	32,264千円	208,157円
住居手当	借家居住者 27,000円以内	同じ	—	20,906千円	268,022円
通勤手当	交通用具利用者 2,000円～24,500円 交通機関等利用者 全額支給 (1箇月当たりの運賃等相当額の上限は、55,000円)	同じ	—	17,381千円	77,251円
管理職手当	部長級以上 78,000円 次長級 65,000円 課長級 58,000円 課長代理級 45,000円	異なる	特別調整額として、官職に応じ、 46,300円～ 139,300円	57,600千円	677,645円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	—	1,123千円	22,919円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	644,000 円 (920,000 円)	(参考) 類似団体における最高額/最低額	
	副 市 長	632,000 円 (790,000 円)	1,061,000 円 /	440,000 円
報 酬	議 長	560,500 円 (590,000 円)	737,000 円 /	310,000 円
	副 議 長	527,250 円 (555,000 円)	653,000 円 /	245,000 円
	議 員	503,500 円 (530,000 円)	591,000 円 /	222,000 円
期 末 手 当	市 長	(26年度支給割合)		
	副 市 長	4.10 月分		
	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	4.10 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×40/100－給料 月額×在職月数×40/100×50/100	8,832,000 円	任期ごと に支給
	副 市 長	給料月額×在職月数×25/100－給料 月額×在職月数×25/100×30/100	6,636,000 円	任期ごと に支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

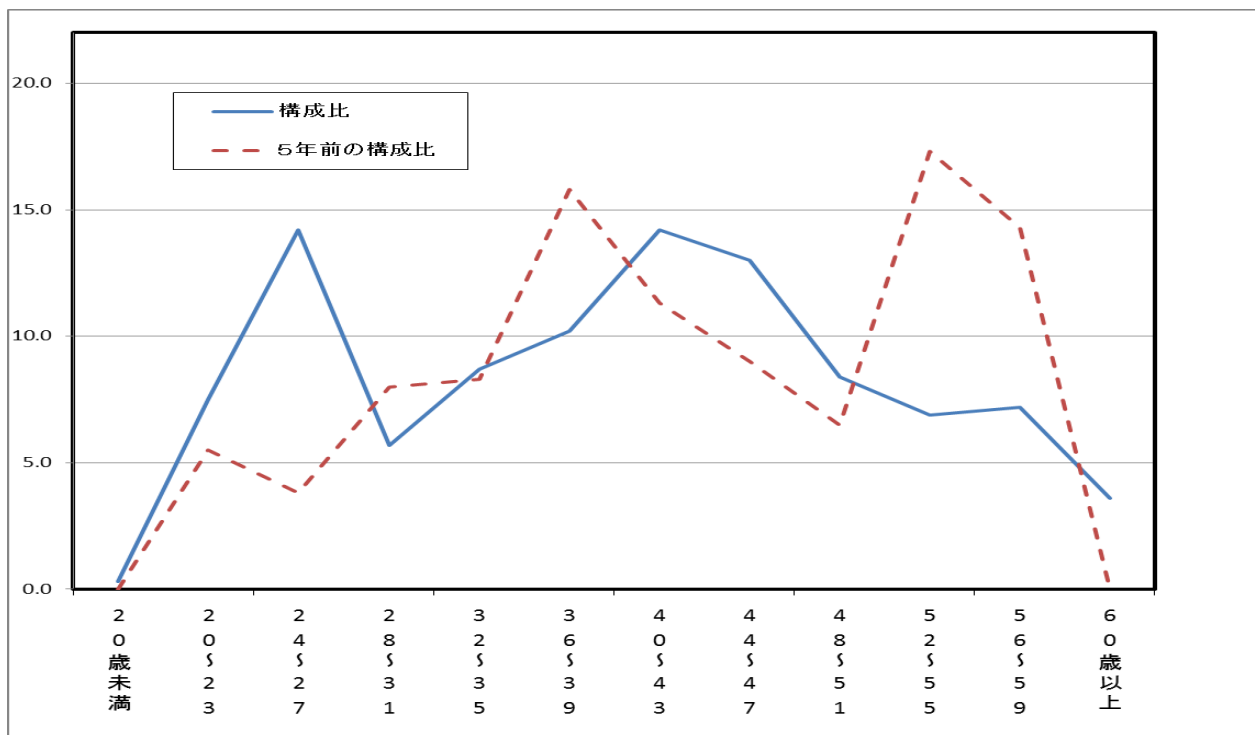
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
			平成27年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5人	5人		(減) 大阪府地方税徴収機構との連携	
		総務企画	65人	65人			
		税 務	19人	21人	△2人		
		民 生	92人	92人			
		衛 生	37人	35人	2人		(増) 分散型エネルギーインフラ事業の事務増、保健センター体制強化
		農 林 水 産	3人	3人			
		商 工	2人	2人			
		土 木	23人	22人	1人		(増) 前年度の退職補充
	計	246人	245人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.57 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.66 人)		
		教育部門	48人	49人	△1人	(減) 退職不補充	
	消防部門	0人	0人				
	小 計	48人	49人	△1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.90 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.58 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	20人	19人	1人	(増) 大阪府水道企業団への統合に向けての業務増		
	下 水 道 そ の 他	6人 13人	6人 13人				
	小 計	39人	38人	1人			
合 計		333人	332人		<参考> 人口1万人当たり職員数 58.98 人		
		[501人]	[501人]				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む。)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	25人	47人	19人	29人	34人	47人	43人	28人	23人	24人	12人	332人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	231	238	237	238	245	246	15 (6.5%)
教育	60	58	57	49	49	47	△13 (△21.7%)
消防	67	69	69	69	0	0	△67 (△100%)
普通会計計	358	365	363	356	294	293	△65 (△18.2%)
公営企業等会計計	41	38	38	38	38	39	△2 (4.9%)
総合計	399	403	401	394	332	332	△67 (16.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度 水道	千円 1,149,829	千円 5,321	千円 174,041	% 15.1	% 19.2
26年度 下水道	千円 1,817,317	千円 89,838	千円 51,156	% 2.8	% 3.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度 水道	人 20	千円 77,323	千円 22,743	千円 29,688	千円 129,754	千円 6,488	千円 6,219
26年度 下水道	人 7	千円 25,846	千円 5,044	千円 9,576	千円 40,466	千円 5,781	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.7歳	355,146円	557,985円
下水道事業	50.0歳	357,807円	526,297円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四 條 畷 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(26年度) 1,562千円(水道) 1,596千円(下水道)	1人当たり平均支給額(26年度) 1,484千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 一月分 (一)月分 勤勉手当 一月分 (一)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

四條畷市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	—	
(割増率2～45%加算)			(退職時特別昇給	—)	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	—)	
1人当たり平均支給額	—	—	1人当たり平均支給額	15,286 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

区 分		水道事業	下水道事業
支給実績(26年度決算)		2,523千円	848千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		126,148円	121,107円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域(水道)	3 %	21 人	4 %
全地域(下水道)	3 %	7 人	4 %

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

区分		水道事業	下水道事業	
支給実績(26年度決算)		81千円	33千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		8,994円	5,500円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		45.0%	85.7%	
手当の種類(手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
第1種	上下水道事業に従事する職員	緊急の呼出で応急作業に従事 (下記の時間帯以外に従事)	83千円	1回当たり2,500円
		緊急の呼出で応急作業に従事 (午後10時から翌日の午前5時までの間に従事)	24千円	1回当たり3,000円
特殊自動車の運転に従事		5千円	日額150円	
第2種				
第3種		事故対策等応急作業に従事	3千円	1回当たり1,500円以内

オ 時間外勤務手当

区分	水道事業	下水道事業
支給実績(26年度決算)	3,131千円	625千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	224千円	156千円
支給実績(25年度決算)	3,112千円	1,517千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	207千円	253千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	水道事業 (26年度決算)		下水道事業 (26年度決算)	
				支給実績	支給職員 1人当 たり	支給実績	支給職員 1人当 たり
扶養 手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同 じ	—	千円 3,237	円 294,273	千円 1,176	円 294,000
住居 手当	借家居住者 27,000円以内	同 じ	—	千円 882	円 294,000	千円 667	円 222,400
通勤 手当	交通用具利用者 2,000円～24,500円 交通機関等利用者 全額支給(1箇月当 たりの運賃等相当額 の上限は、55,000円)	同 じ	—	千円 746	円 67,824	千円 387	円 77,384
管理職 手当	部長級以上78,000円 次長級 65,000円 課長級 58,000円 課長代理級45,000円	同 じ	—	千円 3,540	円 707,904	千円 1,236	円 618,000
宿日直 手当	下記以外の日 宿直8,500円	—	—	千円 8,275	円 689,563	—	—
	市の休日又はその前 日 宿直9,500円						
	12月29日から翌年1 月3日までの期間 宿直12,750円						
	下記以外の日 日直 8,500円						
	12月29日から翌年1 月3日までの期間 日直 12,750円						